

ア 4-1-7・8-1~8

● 摂津国島下郡味舌村文書の整理について

味舌（ました）村文書は、8 箱に分蔵された文書で、平成 4 年（1892）に古書店から購入した史料である。販売用のカタログ切抜きによると、これらは「庄屋村山為三郎」の家蔵文書で、時代は寛政～明治、点数は 33 鋪・140 冊と記されている。

実際には、味舌村大字味舌上（旧味舌上村）の村山為三郎家の文書と、味舌村大字坪井（旧味舌坪井村）の岡本清太郎家のものが混在する。両者が縁組など特別な関係にあつて岡本家の文書を村山家が引き継いだのか、別の理由で合わさったのか、その経緯は不明である。

昭和 10 年代の文書も含まれ、近代文書が多い。点数についても、カタログでは絵図や冊子物のみの集計で、冊子中の挟み込み文書や簿冊の綴じ外れ文書などは除外されている。今回の整理では、箱ごとに 1 から資料番号を通し、これらの細かい文書もできるだけ目録化した。本文書の総点数は、枝番も含めて 741 点に達した。

● 摂津国島下郡味舌村について

味舌村は、安威川の北岸に位置し、千里丘陵から流れる山田川が村内を通り、往時は味舌郷とも呼ばれていた。近世の味舌村は味舌上・庄屋・坪井・正音寺・味舌下の 5 つの枝村を持ち、のちにそれらが独立した結果、本村の味舌村はごく小規模となり、明治 9 年（1876）には人口もなくなった。幕末の支配関係と村高は下記のとおりであり（『旧高旧領取調帳』）、総石高は 2500 石を越える。

味 舌 村	： 摂津国高槻藩領所	9 石 6 斗 6 升 1 合
味 舌 上 村	： 大和国芝村藩領分	518 石 3 斗 1 升 7 合 4 勺
味舌庄屋村	： 大和国芝村藩領分	222 石 4 升 5 合 7 勺
味舌坪井村	： 大和国芝村藩領分	461 石 7 斗 8 合
正 音 寺 村	： 山城国淀藩領分	328 石 6 斗 4 升 1 合
味 舌 下 村	： 大和国芝村藩領分	963 石 3 合 4 勺
	摂津国高槻藩領分	2 石 1 斗 7 升

味舌村はもと、織田信長の弟、有楽斎長益の本領であり、四男長政が知行 1 万石を分与され大和国戒重藩を立てたときに、その所領の一部となった。のちに戒重藩は現在の奈良県桜井市芝に陣屋を移し、芝村藩と呼ばれるようになる。歴代藩主は江戸時代を通じて織田家であった。また、正音寺村を領した淀藩は、現在の京都市伏見区淀本町に所在し、藩主には代々譜代大名が配された。

近代の大阪府島下郡味舌村の行政区画の変遷は、以下のとおりである（『大阪府全志』ほか）。

明治 2 年（1869）6 月〔版籍奉還後、藩県制〕 味舌村は高槻藩、正音寺村は淀藩、味舌上・庄屋・坪井・味舌下村は芝村藩、味舌下村の一部（流作分）は高槻藩支配

明治 3 年（1870）12 月 24 日 高槻藩支配の味舌村と味舌下村の一部が兵庫県管轄となる

明治 4 年（1871）7 月 14 日〔廃藩置県〕 味舌上・味舌下・庄屋・坪井村は芝村県、正音寺村は淀県

同年	11月20日〔第一次府県統合〕	6村が全て大阪府管内となる
明治5年(1872)5月	〔区画制定〕	島下郡第4区7番組(味舌下村)、同8番組(味舌上・庄屋・坪井村)、同9番組(味舌・正音寺村)
明治8年(1875)4月30日	〔大小区制〕	島下郡が第8大区となる。第8大区4小区7番組(味舌下村)、同8番組(味舌上・庄屋・坪井村)、同9番組(味舌・正音寺村)
明治10年(1877)9月18日	〔番組廃止〕	6村は全て第8大区4小区になる
明治12年(1879)2月10日	〔郡区町村編成法〕	島下郡役所部内
同年	2月21日	6村は全て第19分画に属す
明治13年(1880)7月2日	〔郡区町村編成法に基づく戸長制〕	6村が聯合して戸長・戸長役場を置く
明治17年(1884)7月1日	〔戸長制度改革〕	第21戸長役場管内(味舌・庄屋・坪井・正音寺村)、第23管内(味舌上村)、第27管内(味舌下村)
明治22年(1889)4月1日	〔町村制施行〕	島下郡味舌・味舌上・庄屋・坪井・正音寺・味舌下村の区域をもって島下郡味舌村ができ、旧村は大字となる
明治29年(1896)4月1日	〔島下郡・島上郡合併〕	三島郡味舌村
昭和25年(1950)4月1日	〔町制施行〕	三島郡味舌町
昭和31年(1956)9月30日	〔味生村・鳥飼村と合併〕	三島郡三島町
昭和41年(1966)11月1日	〔市制施行〕	三島市、即日改称し摂津市となる

● 摂津国島下郡味舌村文書の内容について

◎ 箱 1

近代の行財政関係文書、および個人の財産に関わる登記関係・裁判関係の文書が収められている。各文書に綴じ穴が見られることから、本来は簿冊として整理されていたものと考えられる。しかし、現状はバラバラで攪乱の跡が激しいことから、本来の姿に戻すことは不可能である。点数は490点。

整理に当たって、大まかに町村制下の三島郡味舌村や大字地区(旧村)に関わる「行財政・議会」、個人に関わる「不動産・金融・訴訟」の2グループに分け、できるだけ時系列に並べた。これらのどのグループにも入らないものは末尾に置いた〔資料番号482・483、以下番号だけを示す〕。

「行財政・議会」関係文書〔1～57〕は62点。味舌村大字味舌上の村山為三郎家のものがほとんどで、同氏が明治30年代から大正期にかけて味舌村の村会議員など公職に就いていたことから、予算案を中心とした各種議案、大阪府三島郡茨木町外九ヶ村学校組合関係や農会関係の書類が多い。「神安普通水利組合」や火葬場利用などの文書もあり、近隣の村々との関係をうかがうことができる。

「不動産・金融・訴訟」関係文書〔58～481〕は、味舌村大字坪井の岡本清太郎家のものである。この内、講会の設立に関わる文書が1点〔58〕あり、不動産関係〔59～128〕は72点で、土地・建物の相続・売買による所有権移転登記、貸金にともなう抵当権の設定・抹消についての文書が大半を占める。

金融・訴訟関係〔129～481〕は353点。一部小作米をめぐる事件も含む。金融に関わる訴訟については、岡本清太郎・清義父子の「当事者間貸金事件」(金銭貸借に係る返済遅延・不能)が大半である。岡本氏が各方面に貸金を行い、債権者として民事裁判を起こしている。貸金の相手は、同村内が最も多い

が、近隣の岸部村・山田村など一円に及ぶ。細分化された文書構成を見せ、契約後の催告 → 出訴 → 調停もしくは支払命令 → 異議申立もしくは仮執行宣言 → 動産差押 → 動産競売といった、民事裁判の一連の流れが分かる。また、代理人申請・支払命令等郵便送達書・証明願書・請求金等計算書など、周辺の史料も多い。

◎ 箱 2

点数は 34 点。天保期から明治期に作成された「万覚帳」と題される 15 点が存在〔1～15〕。〔15〕は無題であるものの、〔14〕までと似通った内容である。

作成者はいずれも村山姓（屋号は増田屋）で、為右衛門・為女・為之助・為三郎と、通称に「為」が付く。内容は村財政など公的なものから、家計、出生記録、醤油・味噌の仕込み方といった私的なものまで多岐にわたる。〔6〕と〔7〕の内容に同様の記載が見られることから、貸付などの更新や、頁不足により書き改めていったと考えられる。

◎ 箱 3

点数は 42 点。幕末・維新期の史料に村山姓があり〔1～6〕、為三郎・お瀬・お為の名が見える。

昭和 10 年代には、味舌村大字坪井に関する地域財政の史料が多い。また、美並太平を講主とする「頼母子勘定帳」（昭和初年～10 年代）が少なくとも 3 冊〔25～27〕（〔28〕もか）、岡本家（清太郎）とある小作関係帳簿も 3 冊ある〔29～31〕。岡本清太郎の名前は美並太平の講帳面に見え、美並太平は岡本家の小作人でもある。

昭和 10 年代までの「金穀収支日録勘定簿」〔18～24〕に名前が出る中尾家は、村山・岡本家とともに味舌村の資産家である。

「村方・中川原・東山・古江村金銭書上げ」〔35〕に現れる地名は豊島郡内（現、大阪府池田市）にあり、本来、味舌村文書かどうか不明。

◎ 箱 4

点数は 35 点。「宗門惣〆帳」〔1～6〕に見える摂津国島下郡味舌上村庄屋為右衛門は村上氏である。

大正～昭和 10 年代の横帳類は紙焼け・劣化が激しく、取り扱いに注意を要する。金融講や村上家所有地の小作関係、農業用ポンプの設置工事など、公的・私的なものが混じる。

◎ 箱 5

点数は 28 点。文政期に描かれた絵図〔1〕は、箱 6 の〔13〕と関連する。それ以外は近代以降の味舌村に関する文書であるが、〔4〕は河内国灰塚村（現大東市灰塚付近）のものと思われる。

味舌上村の村山家に関する帳簿類が 4 点あり、為三郎・トラの名が見える。坪井村の岡本家に関する帳簿類も少なくとも 6 点ある。岡本姓の横帳類は、ひとつの帳簿に公的・私的な記録をまとめて 1 年分ごとに記載するが、土木・農業ポンプに関する記録も含む。

◎ 箱 6

点数は 35 点。絵図 3 点〔12～14〕は近世後期の坪井村のもので、屋敷割の様子や集落を取り巻く井路、および刑部池の引水状況が分かり、貴重である。味舌上村（味舌村大字味舌上）についても、幕末から昭和にわたり、池・堰・井路・井戸など水利施設の維持・修復に関わる史料が多い。

◎ 箱 7

点数は 50 点。村山家の所有地、小作による農業経営を示す文書である。絵図類が多数。絵図帳 1 冊と小字の切図、および水路の杭改め、村有地の絵図であり、坪井村のものが主流である。冊子物では幕末から大正にかけての「夫食渡方帳」〔32〕のほかは、明治 32 年 (1899) から昭和 12 年 (1937) にかけて、村山トラ・為三郎・英信の「田畑小作宛米取附帳」15 冊〔33～47〕がまとまって残る。

◎ 箱 8

点数は 27 点。〔1〕は寛政期に作られた枝村の正音寺村の絵図である。〔3～6〕は現大阪府豊中市および兵庫県川西市の関連文書か。〔10〕中などの記載から、岡本家は辻・中尾・藪内家と鳥飼村（現摂津市鳥飼付近）の土地を共有していたことが分かる。

本文書中の一部には、近世の身分的差別に基づく表現が見られる。これらの文書は学術研究上、重要な史料であり、歴史の中で生み出された身分制度を正しく把握し、今日も続く不当な差別への認識を深めるために有用である。閲覧者の方々は本学図書館の意図をご理解のうえ、責任を持って適切にご利用願いたい。